

令和５年度第３回木更津市障害福祉計画策定委員会 会議録

日時・場所	令和５年１２月５日（火） 午前１０時００分～午前１１時３０分 木更津市役所朝日庁舎 会議室Ａ１
出席者	【委員】 津田望、露崎多佳子、滝口君江、並木美幸、高橋章博、中村敏久、松尾球太、野中道男、齋藤理恵、寺本謙、石川恵美子、清水和也 【事務局】 福祉部障がい福祉課 榎本課長、時田係長、磯村主任主事、中村主事
傍聴人	なし
議題	議題（１）『（仮称）第６次きさらづ障がい者プラン（素案）』について
報告	報告（１）『（仮称）第６次きさらづ障がい者プラン概要版案の作成イメージ』について 報告（２）『今後のスケジュール』について
その他	なし
議事の内容	事務局（磯村主任主事）： それでは、会議開会の前に、資料の確認をさせていただきます。 会議次第、席次表の他、 資料１ 『（仮称）第６次きさらづ障がい者プラン（素案）』 資料２ 『（仮称）第６次きさらづ障がい者プラン等に係る意見照会結果』 資料３ 『（仮称）第６次きさらづ障がい者プラン（概要版案）の作成イメージ』 資料４ 『今後のスケジュール』 委員の皆様、いかがでしょうか。 過不足などがあれば、お申し出ください。 それでは、これより「第３回木更津市障害福祉計画策定委員会」を開会いたします。 この会議につきましては、「木更津市審議会等の会議の公開に関する条例」第３条の規定により、公開することが原則となります。 本日の議題につきましては、同条例の非公開事由に該当しないため公開となります。 本日の傍聴人は０名です。 なお、会議録作成のため録音をさせていただきますので、ご了承ください。 本日の会議は、委員１２名のうち全員の出席をいただいておりますので、附属機関設置条例第６条第２項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。 それでは、附属機関設置条例の規定により「議長は委員長が務めること」となっておりますので、高橋委員長、議事進行をよろしくお願いいたします。 高橋委員長： 皆様おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。 少しずつ寒くなってきましたが、参会の皆様は、ご健勝ではつらつと１日

	を過ぎされると推察いたします。 本日の会議でも、速やかな議事進行にご協力のほど、よろしくお願いいたします。 す。 それでは次第に沿って順次進めさせていただきます。 本日は議題1件、報告2件となっております。 議題（1）『（仮称）第6次きさらづ障がい者プラン（素案）』について、事務局から説明願います。 尚、委員の皆様にはあらかじめ素案を送付させていただき、ご意見等を照会させていただいております。委員の皆様から寄せられたご意見などにつきましては、議題（1）『（仮称）第6次きさらづ障がい者プラン（素案）』と関連がございますので、素案の説明と併せて事務局からご説明いたします。 事務局（時田係長）： それでは『（仮称）第6次きさらづ障がい者プラン（素案）』について、お手元の資料1に基づきご説明いたします。 『（仮称）第6次きさらづ障がい者プラン（素案）』は事前に送付させていただいておりますので、主な項目のみご説明させていただきます。 素案4ページ「第1章 2 SDG sの達成に向けた本市の取組」についてでございます。SDG sと親和性が高い「オーガニックなまちづくり」を市全体が一体となって推進することで障がい福祉施策を継続的且つ安定的に展開することが可能となることから、新たな項目として掲載しております。 素案5ページ「第1章 3 （1）計画の位置づけ」についてです。6ページの「計画の体系図」と合わせてご覧ください。「第6次きさらづ障がい者プラン」は本市の上位計画である「木更津市第3次基本計画」などを踏まえ、「木更津市高齢者保健福祉計画などとの整合を図りながら策定を進めております。 素案7ページ「第1章 3 （3）計画期間と進行管理」についてでございます。新たなプランには、保健、医療、福祉、教育、雇用、生活環境などの各部署が関係機関・団体と連携を図りながら、総合的かつ効果的に計画を進めてまいります。 また、主要施策に関わる成果目標及び活動指標をもとに各施策の進行管理を行い、木更津市地域自立支援協議会の各専門部会において検証するとともに、その結果を公表いたします。 素案48ページ「第3章 障がいのある人を取り巻く課題の整理」についてでございます。1つ目の「障がいのある人への理解の促進」をはじめ、6つの課題を挙げております。 素案53ページ「第2部 障害者計画」、「第1章 計画の基本的な考え方」についてでございます。新たなプランの基本目標といたしましては、障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向けた取り組みを推進するため、現行の「第5次きさらづ障がい者プラン」から継承した「自立と、共に支え合うまち・きさらづ」としております。基本施策といたしましては、1つ目の「みんなが理解し合えるまちづくり」をはじめ、6つを掲げております。 素案56ページ「3 施策の体系」についてでございます。基本目標の実現に向け、6つの基本施策に、20の各関連施策を掲げ、障害福祉施策全体を推進
--	--

	してまいります。 素案５７ページ「第２章 施策の展開」についてでございます。２０の関連施策につきましては、９４の主要施策により実施してまいります。現行のプランと比較しますと、新たに１３の主要施策を掲げております。主な施策及び新たな施策についてのみ説明させていただきます。 基本施策１「みんなが理解し合えるまちづくり」につきましては、５つの関連施策がございます。関連施策「（１）理解を深める活動の推進」について、新たな施策といたしましては、アートとのコラボによる木更津デザイン版のヘルプマークの作成の検討、障がい者に配慮した投票所の環境整備の２つを加えております。 素案６３ページ基本施策２「自立した生活をおくれるまちづくり」につきましては、５つの関連施策がございます。関連施策「（１）保健・医療・リハビリテーションの推進」について、新たな施策といたしましては、本市の特徴でもある精神障害を患う方の支援を強化するため「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築しておりますので、今後、さらなる充実を図るべく、事例研究や研修、関係機関・団体などとの情報共有など、連携強化を図ってまいります。 素案６６ページ関連施策「（３）居住支援の充実」について、主な施策といたしましては、地域への移行や定着を推進するため、令和５年２月から着手しております地域生活支援拠点等整備事業について、充実を目指す旨の内容に改めております。 素案６８ページ関連施策「（４）人権・権利擁護の推進」について、主な施策といたしましては、権利擁護のための成年後見制度の周知、及び市民後見人養成講座の開催などに努めてまいります。 素案７２ページ基本施策３「充実し生きがいのあるまちづくり」の関連施策「（２）就労支援と就労の場の拡充」について、新たな施策といたしましては、ハローワークなどと連携し、地元企業の障害者雇用の促進を図ってまいります。 素案７５ページ基本施策４「安全で安心して暮らせるまちづくり」につきましては、３つの関連施策がございます。関連施策「（１）バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進」について、新たな施策といたしましては、市主催の講座や講演会などにおいて、手話通訳者や要約筆記者の派遣、車椅子席の設置などの合理的配慮について、関係各課に働きかけを行いながら推進してまいります。 素案７６ページ関連施策「（３）防災・防犯対策の充実」について、主な施策といたしましては、避難行動要支援者避難支援プランの作成、福祉避難所の拡充などに、努めてまいります。 素案７８ページ基本施策５「健やかな成長を支援するまちづくり」につきましては、２つの関連施策がございます。関連施策「（１）障害の早期発見・早期療育の推進」について、主な施策といたしましては、保健、医療、福祉、教育が緊密に連携し、発達の遅れや障害を早期に発見し、対応するとともに、障害児及びその保護者と地域の繋がりを強化し、安心して子育てができる環境の
--	--

	整備を推進いたします。 素案８１ページ基本施策６「総合的な支援のあるまちづくり」につきましては、２つの関連施策がございます。関連施策「（１）相談体制、情報提供体制の充実」について、主な施策といたしましては、窓口や基幹相談支援センターをはじめ、関係機関や相談支援事業所と連携しながら、相談支援体制の充実を図ります。 素案８３ページ関連施策「（２）関係機関による総合的な支援ネットワークの拡充」について、新たな施策といたしましては、地域生活支援拠点等整備事業を推進することにより、地域全体で支える体制の強化、及び障害福祉を支える人材の確保と育成を図ります。 素案８６ページ「第３部 障害福祉計画 障害児福祉計画」の「第１章 第５次きさらづ障がい者プランの取組状況」についてでございます。６つの基本施策に基づき実施した取り組みの概要、各障害福祉サービス及び実施事業に係る令和３年度から令和４年度までの実績値と令和５年度の推計値を、９９ページまで掲載しております。 素案１００ページ「第２章 計画の方向性と目標」「１ 計画の方向性」についてでございます。１つ目の「障害のある人などの自己決定の尊重と意思決定の支援」をはじめ、７つを掲げております。これにより、進行管理の基となる各成果目標及び活動指標を設定しております。 素案１０３ページ「２ 国の指針に基づく本市の目標」についてでございます。成果目標及び活動指標につきましては、国が示しております基本的な指針にある項目に基づき、全体的には、３０の成果目標、それに関連する５５の活動指標を設定しております。現行プランと比較いたしますと、新たに７つの成果目標と２３の活動指標を設定しております。成果目標及び活動指標ともに多くございますので、主なもの及び新たに設定したもののみご説明いたします。 素案１０９ページ「（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」についてでございます。令和３年７月に当該包括ケアシステムを創設したことから、精神障害者の地域移行支援の利用人数をはじめ、９つの活動指標を新たに設定し、精神障害者への対応について、進行管理を行ってまいります。 素案１１２ページ「（３）地域生活支援の充実」についてでございます。地域生活支援拠点等整備事業の登録事業所数をはじめ、当該事業の拡充について進行管理を行ってまいります。 素案１１４ページ「（４）福祉施設から一般就労への移行等」についてでございます。障害者の就労につきましては、一般就労者数をはじめ、就労に係る６つの活動指標を設定し、進行管理を行ってまいります。 素案１１６ページ「（５）障害児支援の提供体制の整備等」についてでございます。児童の発達の遅れや障害については、早期発見、早期療育が重要でありますので、児童発達支援や放課後等デイサービスなど、新たに５つの活動指標を設定し進行管理を行ってまいります。 素案１１９ページ「（６）相談支援体制の充実・強化等」についてございま
--	---

	す。障がい者を支援するための入口となる最も重要な業務であり、基幹相談支援センターの運営状況など、新たに２つの成果目標及び６つの活動指標を設定し進行管理を行ってまいります。 素案１３０ページ以降につきましては、障害福祉計画策定委員会名簿をはじめ、各用語の解説となっております。 私からの説明は以上でございます。 事務局（榎本課長）： 続いて、資料２『（仮称）第６次きさらづ障がい者プラン等に係る意見照会結果』についてご説明申し上げます。お手元には資料２『（仮称）第６次きさらづ障がい者プラン等に係る意見照会結果』と合わせ、資料１『（仮称）第６次きさらづ障がい者プラン（素案）』もご用意ください。 素案７５ページ「主要施策②安全・安心の道路交通環境や公園の整備」につきまして、「障がいのある人の歩行の安全のために道路交通の環境整備を図ります。」と記載されていますが、「道路の幅員が狭く、道路整備が進んでいるとは思えない」というご意見をいただきました。この点につきまして、都市整備部が中心となってバリアフリーやユニバーサルデザインを推進し、引き続きインフラなどの整備を進めてまいります。 素案７７ページ「主要施策①地域防災体制の確立」につきまして、「避難行動要支援者支援プランは長い間取り組まれ、個別支援計画の作成の段階にきているおり、令和３年度、４年度のプランの進捗状況に個別計画プランの記載があるので、個別支援計画作成の記載をお願いします。」というご意見をいただきました。本件を含め、素案に掲げる主要施策につきましては、本年１２月下旬から来年１月上旬にかけて、関係各課などに最終的な照会を行います。その中で「避難行動要支援者避難支援プラン」に係る個別支援計画の掲載については危機管理課で検討を行うことになります。 素案９０ページ「②日中活動系」の「短期入所（福祉型・医療型）」についての文章で、延利用人数は令和４年度・令和５年度はコロナの収束を踏まえ、増加傾向にあると思います」というご意見をいただきました。この表現につきましては、「短期入所（福祉型・医療型）」についても、利用人数、延利用人数ともに、ほぼ横ばいの傾向で推移しています。」に修正いたします。 素案９７ページ「⑪その他の地域生活支援事業」の文章１行目に「令和元年度」の表記は「令和４年度」でないかというご指摘をいただきました。この表現につきましては、「訪問入浴サービス、日中一時支援については、年々少しずつ増加しています。」に修正いたします。 素案１１４ページ「（４）福祉施設から一般就労への移行等 ②目標設定にあたっての考え方」の中で「一般就労者数は令和２年度から令和４年度の数値を記載してください」というご意見をいただいております。この点につきましては、１１５ページの国が示している成果目標の算定基準値と関連しており、国の基本指針に基づいて、令和３年度の実績から成果目標を設定しております。令和３年度と令和４年度の実績は「②目標設定にあたっての考え方」の文章中に記載いたします。なお、令和２年度の実績につきましては、現状では把握できないことや、目標値の算定基準年度以前の数値でもありますので、記載しないものといたします。
--	---

素案 1 1 6 ページ「(5) 障害児支援の提供体制の整備」につきましては、「児童発達支援センター「きみつ愛児園」は、将来的に民間活力を活用した運営を視野に入れ検討しているので、その旨を記載するべきではないかというご意見をいただきました。この点につきましては、1 1 6 ページの「①目指す方向性」の文末に「なお、児童発達支援に係る利用者が増加傾向にある中、児童発達支援センターを中核とした重層的な支援体制の構築を図るため、近隣自治体と連携した広域的な施設整備について、民間事業者の参入を含め検討します。」を追記いたします。

素案 1 2 0 ページ「(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築 ①目指す方向」で 2 行目の「「障害者自立支援審査システム」とは何ですかというご質問をいただきました。「障害者自立支援審査システム」は、障害福祉サービス給付費について、請求、審査及び支払いを行うためのシステムとなっていますが、分かりづらい表記になっておりますので、ご指摘いただいた箇所を「障害福祉サービス事業所等からの請求内容等を確認し、その結果を各障害福祉サービス事業所と情報共有することにより、事務の効率性の向上を図ります。」に修正いたします。併せて「②目標設定にあたっての考え方」や 1 2 1 ページの活動指標の 2 か所も併せて修正いたします。

素案 1 2 2 ページ「■地域生活支援事業の体系 手話通訳者設置事業」について、「手話通訳者設置事業については今後どのように考えているか」というご意見をいただきました。この点につきましては、以前から障がい福祉課に手話通訳者の設置を職員課に要望しておりますが、人員の採用や配置が難しい状況でございます。当面は、当事者の方がコミュニケーション支援事業をご活用いただき、手話通訳者に帯同いただくことで支援をさせていただきたいと考えております。本件に関しては、引き続き、職員課と協議してまいります。

次に素案全体についてのご意見でございます。

「成果目標及び活動目標」について、「国の指針と市の目標は実態に即しているか委員として判断がつかない」とのご意見をいただいております。この点に関しましては、国の指針及び厚生労働省が出している「障害福祉計画策定に係る実態調査及び P D C A サイクルに関するマニュアル」にある幾何平均に基づき、本市の令和元年度から令和 4 年度までの実績値及び令和 5 年度の推計値を参考に、「第 6 次きさらづ障がい者プラン」の「成果目標」及び「活動目標」を算出しておりますので、本市の実態に即したものと考えております。

また、関連して資料 2 『(仮称) 第 6 次きさらづ障がい者プラン等に係る意見照会結果』の 3 ページ、No. 1 2 についてでございます。「第 5 次きさらづ障がい者支援プランの進捗状況について、全体として令和 3 年度と令和 4 年度の進捗状況のコメントが同じ内容が多々ある。この点は、成果がない又は目標までに達していないので、引き続き実施したという理解になりますか。また目標が数値化されていない成果をどう考えていくのか」というご意見をいただきました。この点に関しては、前回の策定委員会でもご指摘がございましたが、関係各課や関係団体など、それぞれの具体的な取組を掲載することはページ数を考慮いたしますと難しいものと考えております。しかし、具体的な進捗状況は常に確認をする必要がございますので、第 4 回策定委員会で本素案が承認いただけたら、今年度末までに関係各課や関係団体などに対して照会し、今後の具体的な取組内容とその指標を掲げていただきます。年度毎に木更津市地域自立支援協議会に取組内容を提示し評価をいただくことで、次年度に向けてどう繋げるかという取組を新たに取り入れたいと考えております。

続いて「表紙」に関するご意見でございます。「現素案の表紙は障がいのある人のためのプランということが見ただけですぐわかるイラストですが、当事者家族は、これを3年間大切な資料として持ち歩き、読み返したりするのは少し違和感があります。花や風景など自然を表したイラストに変えてほしい」とのご意見をいただきました。今回のプラン策定は市民の皆様が手に取っていただけるよう、「より見やすく、わかりやすい」をコンセプトに進めております。ご指摘の内容につきましては、全体的な色合いは、従来通り「桃色」としたいと考えておりますが、イラストにつきましては、障害福祉行政に係る「きさポン」を採用して差し替えております。

資料3『(仮称)第6次きさらづ障がい者プラン(概要版案)の作成イメージ』8ページ「国の指針に基づく本市の目標」に関しましては、「令和5年度の数値がないので、推定という形で記載した方が良いのではないかと感じました」とのご指摘をいただきました。「成果目標」は令和4年度の実績を基に令和8年度の目標を設定しておりますので、整合を図るため、令和4年度の実績を「現状」として記載しております。また、概要版は18ページの中で納めなければならない、素案のように実績値と見込値を章立てで分けて記載することが難しいことから、令和4年度の実績と令和6年度から令和8年度の見込値のみを掲載し、その推移を読み取っていただくものとしております。

私からの説明は以上でございます。

高橋委員長：

事務局から説明がございました。委員の皆様ご質疑はございますか。

寺本委員：

避難支援のお話がありましたけれども、実態との差が出てくるおそれを感じています。支援を行政だけで進めるのではなく、当事者各々の特性を考慮し、実際の訓練や避難所での環境を体験できるような取組もあってよいのではないかと思います。

高橋委員長：

ありがとうございます。寺本委員からのご質疑について、事務局からお願いします。

事務局(榎本課長)：

寺本委員からご指摘がございました、障がいのある方の防災訓練への参加、それぞれの障がい特性を想定した訓練の実施は、非常に重要だと思っております。障がいのある方が防災訓練に参加されております。大規模な訓練においても、自主防災組織を含めた「まちづくり協議会」などが行う地域に密着した防災訓練においても、障がいのある方にご参加いただくことは、大変有益なことであると考えております。また、障がい者プランにおいて避難行動要支援者の避難行動計画の策定は施策として掲げておりますので、障がい福祉課と危機管理課が連携して推進してまいります。また、福祉避難所の指定につきましても、併行して取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

高橋委員長：

寺本委員、いかがですか。

	寺本委員： 分かりました。 高橋委員長： ありがとうございます。他に、ご意見はございますか。 野中委員： 表紙についてのご意見がありましたけれども、この「きさポン」は地域自立支援協議会が作成し、それを市からの申入れにより、市でも使えるようになった経緯があり、障がい福祉分野の顔であります。このご意見を出された方のご意向を考慮し、この「きさポン」を是非ご使用ください。 高橋委員長： ありがとうございます。その点、事務局から何か補足はありますか。 事務局（榎本課長）： ありがとうございます。地域自立支援協議会で考案していただいた「きさポン」のデザインについて、委員の皆様から特にご異議がなければ、このまま採用させていただき、パブリックコメントも実施させていただきたいと考えております。 高橋委員長： 他に質疑などございますか。 寺本委員： 障がい者の雇用についての施策がありました。民間の雇用は進められていると思いますが、木更津市としての障がい者雇用はどうなっていますか。 事務局（榎本課長）： 本市も企業として、一定数の雇用を実施しており、車いすの方や身体障がいのある方の雇用がございます。本市だけではなく全国的に取り組んでおりますので、障がい者プランの策定や各施策の推進の中で、引き続き、本市も障がい者雇用を進めてまいります。 高橋委員長： いかがでしょうか、寺本委員。 寺本委員： 民間と市の障がい者雇用率は違うかも知れませんが、現状の障がい者雇用率はどうなのでしょう。 事務局（榎本課長）： 本市の障がい者雇用率については、本日は数字を持ち合わせておりませんが、福祉部にも車椅子を利用されている方が1名、環境部にも車椅子を利用されている方が1名就労されております。 高橋委員長： よろしいですか、寺本委員。 寺本委員： 分かりました。
--	--

高橋委員長：

事前にご意見をされ、事務局が丁寧に説明いたしましたが、更なるご質問や納得できない部分、追加してほしい項目など、この時点でご意見などがあれば、お願いいたします。

齋藤委員：

災害時などで実際に避難した場合、子どもが地域の方々と避難先で一緒に過ごせるのか、小さな頃から不安があります。素案49ページ「課題Ⅳ 安全・安心な暮らしを送ることができる生活環境の整備充実」の中段で、「今後も避難先の整備体制の強化を図りつつ、災害発生時における安心・安全の確保などに向け、地域全体で取り組んでいく必要があります」とありますが、食料の備蓄や小さなお子さんへの配慮、パーソナルスペースの確保などは、現在どのように進めていらっしゃるのかお伺いしたいです。

事務局（榎本課長）：

齋藤委員からのご質問ですが、先日行われた危機管理課による、地域自立支援協議会子ども部会の講話においても同様のお話がございました。委員も仰っていた「食料」をはじめ、「間仕切り」や、パーソナルスペースの確保として「簡易テント」を備蓄しております。その数量は把握しておりませんが、おそらく、避難して来られる家族全てには行き渡らないと思われます。平成20年代くらいまでは、障がいのある方も、学校、公民館、体育館、などに健常者と一緒に避難する計画を立てておりました。

先だっの会議でも申し上げたところですが、「障がいのある方が健常者と一緒に、過酷な環境にある体育館などで避難生活を送ることは、基本的には考えられない」という観点から、危機管理課と障がい福祉課で協力し、「福祉避難所の指定」に力を入れなければならないと考えています。現在は9か所、比較的大きな規模の福祉施設などを対象に協定を結ばせていただいております。今後は、どれだけ多くの福祉施設にご協力をいただけるか分かりませんが、ひとつでも多くの協定の締結に結びつけてまいりたいと考えております。一方で、各障がい福祉施設に通われている方、入所されている方が、当然優先されますので、施設利用者以外の方が避難してくる場合、どれだけの受け入れが可能かということは、現実問題として非常に難しいところであると考えております。また、「全く知らない場所に突然避難する」というのも当事者の方にとっては苦痛であり困難であると思いますので、平時からある程度通っている施設で避難訓練などを通じて少しでも慣れていただくことや、受け入れる側としても避難してくる方の障がい特性を把握できるようにするなど、平時から避難場所を決めておけるように取り組む必要があると考えております。

津田委員：

私どもの施設もそれぞれが避難所に指定されています。避難所が各施設にあることはとても大切なことで、どこの施設が災害により使用不能になるかわからないので、避難先を変えて慣れるように訓練をしたりしています。施設の側から申し上げると、指定を受けるにあたって、避難スペースを確保するための建設費や備蓄品の購入費、備蓄品の使用期限や消費期限による更新作業にかかる費用が必要になりますが、その費用に対する補助がゼロに等しい状態であり、災害時等に迅速に動くための運営費についても補助いただけると助かります。

事務局（榎本課長）：

ありがとうございます。津田委員が仰ったことはごもっともなことでござい

ます。現状で危機管理課が進めている福祉避難所指定の考え方といたしましては、「通所・入所されている方がいらっしゃる中で、余剰なスペースがある場合には協定に応じていただく」というものでございます。例えば、部屋が1つ空いていて、その部屋を福祉避難所として使うために、常時確保しておくことは維持管理費がかかります。維持管理費の助成や福祉避難所のために利用した備蓄品への助成や補助が、制度としてどこまでできるのか否か、今後、考えていく必要があると考えております。

また、先の回答に漏れがあったため補足いたしますが、一般の避難所の備蓄食料については、健常者向けの食料も十分ではないので、障がい特性に合わせた専用の食料につきましては、現状では備蓄できていないと思います。私が危機管理課で防災担当をしていたときも、「その日一泊できるだけの家族分の食料等を、各家庭で備蓄し、それを持って避難してください」というお願いをしており、この点に関しては現在も同様であると思います。

高橋委員長：

私からも述べてよろしいでしょうか。寺本委員と斎藤委員の仰るとおり、その点はとても切実なことだと思います。私は東日本大震災の発災1か月後に、仲間と共に石巻へ行き、年に4～5回、3年にわたり災害活動をしました。現在はだいぶ変わってきていると思いますが、その時に切実に感じたのは、自治体が準備をしていても、初動は学区などの地域住民が主体にならざるを得なくなり、支え合い、特に女性、子ども、乳児を連れた方への配慮が難しい状況でした。食料ももちろんですが、生活スペースのエリア等のことも含めて、市や危機管理部門から、組織化した地域住民活動への支援、どう補強していくかは重要だと思っています。

また、津田委員の仰るように、受け入れる施設も人数が限られており、避難して来たら「受け入れない」ということができないことから、避難先の施設職員やスタッフが食事を抜いて避難者の食事に充てるなどといったことも行われておりました。

財源的にも難しいとは思いますが、木更津市内の災害拠点となる施設について実態を把握し整備することは必要と感じています。

現在、福祉施設は「BCP（事業継続計画）」の制度で訓練なども義務づけられておりますので、それにも関連して進めていくべきと感じました。

石川副委員長：

たくさんのご意見をありがとうございます。私も安心安全部会で長い間、避難支援についてのお話を聞いてきました。この計画を読みながら、市から、「防災については色々な機関をつなぎ、市としてももっと考えていく」という大きな意思表示をいただいたような気がして、たいへん心強く思っている次第です。本市の災害避難支援プランも、とてもよく出来上がっていると思います。長い間、計画を作ってくださっていますが、やはり、自助の備蓄も含め、発災時の避難、助けてくださる方、どのように命を守る行動をとるのか、一人ひとりのプランが出来ていれば実際の動きも把握しやすくなると思いますので、そろそろ個別のプランを作る方向性を市に見せていただきたいと思います。

寺本委員：

お聞きしたいことが1つあります。避難所のマップや現在の避難者状況（定員に空きがある等）の情報提供等があれば、どこに避難したらよいか分かるのではないのでしょうか。

事務局（榎本課長）：

本市の危機管理課では、津波・洪水・地震のハザードマップがあり、各避難所も示されております。市のホームページのほか、市民課の前にもハザードマップを置いてございますので、ご覧いただきたいと思います。各避難所の定員につきましては、必要であれば危機管理課に確認し、資料を収集しお渡しいたします。

高橋委員長：

他にご意見などございますか。【意見なし】

それでは、議題（１）についてご承認いただける方、挙手をお願いします。

（ 挙手全員 ）

議題（１）『(仮称) 第６次きさらづ障がい者プラン（素案）』は承認されました。ありがとうございます。

続きまして、３報告（１）『(仮称) 第６次きさらづ障がい者プラン概要版案作成イメージ』について、事務局からご説明願います。

事務局（榎本課長）：

お手元の資料３『(仮称) 第６次きさらづ障がい者プラン（概要版案）の作成イメージ』をご覧ください。概要版につきましては、『(仮称) 第６次きさらづ障がい者プラン（素案）』の作成にあたり、初めて試みた取組でございます。計画本編が１００ページを超えており、ボリュームが大きいものとなっておりますので、市民の皆様手に取っていただけるようにと考え、概要版を作成する予定でございます。先ずは、概要版に関心を持っていただくことが重要であることから、フルカラー印刷で、分かりやすく、明るいイメージで、聴覚障がいの方やご高齢者に配慮し、音声コード及び切り欠き加工を施し作成することを考えておりますので、委員の皆様にはご理解を賜ればと考えております。

素案が固まりませんと概要版の作成ができないため、今回は、あくまでも「作成イメージ」として提示させていただいております。内容といたしましては、１８ページ程度に納めたいと考えておりますので、項目出しにつきましては、この程度が記載できる限界と考えております。今後、ご意見を照会させていただきますので、その際はよろしく願います。

高橋委員長：

ありがとうございます。この概要版で、さらに工夫をされているところはありますか。

事務局（榎本課長）：

第一には、「概要版を作成した」ということが、関心を持っていただくための工夫でございます。紙ベースでは、概要版のみですが、フルカラー印刷で見やすく、明るく、音声コード・切り欠き加工で聴覚障がい者や高齢者にも伝えられるよう工夫しているところでございます。

高橋委員長：

概要版では、よく漢字に「ルビ」が振られているのですが、それは難しいのでしょうか。子どもたち用の「やさしい版」のようなものは作れないのかなと思いました。事務局からの説明に対し、ご意見などございましたら願います。

津田委員：

概要版がフルカラー印刷で出来るということは画期的なことと思います。高橋委員長仰った「ルビ」ですが、高校生・中学生に向けて、計画を紹介することもあるのですが、ルビが振られ、もっと簡単に説明してある冊子があると、障がいのあるお子さんたちにとっても良いと思いました。

事務局（榎本課長）：

「ルビ」については、採用していない自治体、概要版のみ採用している自治体、本編・概要版の双方に採用している自治体など、様々ございます。ルビにつきましては検討はいたしました。ルビは本文よりも小さくしなくてはならず、一方で、小さいと見えない、または見にくくなるという問題が生じますので、検討の結果、ルビは採用せずに音声コードで読み上げ、理解につなげていただくことになりました。また、お子さんに対しては、この内容は大人向けですので理解することは難しいと考えております。子ども版の作成は今回は出来ませんが、施策の中に「障がい福祉教育を推進する」というものが記載されています。その中で「障がいのある人を支える」、「障がいの有無にかかわらず、共生社会を目指して歩んでいく」という教育を進めていく中で、ご理解をいただきたいと存じます。

高橋委員長：

ありがとうございます。他にございますか。

寺本委員：

資料では点字なども見あたりませんが、視覚障がいの方は音声コードをどのように読み取るのでしょうか。

事務局（時田係長）：

ご指摘のありました音声コードの読み取りについてですが、先ほど「切り欠き加工」と申し上げましたが、音声コードの横を、パンチ穴を半分にしたような大きさの半円型に削ることにより、「ここに音声コードがある」と認識してもらうようになっております。また、点字を採用することに関しましては、今回は考えておりませんでしたが、次回のプラン作成時の検討課題とさせていただきます。

高橋委員長：

ありがとうございます。他にございますか。

無いようですので、報告（２）『今後のスケジュール』について、事務局からご説明願います。

事務局（時田係長）：

資料４『（仮称）第６次きさらづ障がい者プランの策定に係る今後のスケジュール』を表でまとめております。

令和５年１２月６日（水）に、「木更津市議会 教育民生常任委員会協議会」において、第６次きさらづ障がい者プラン素案の策定に係る意見公募について説明させていただきます。

令和５年１２月１３日（水）に、「木更津市議会 議員全員協議会」にて、第６次きさらづ障がい者プラン素案の策定に係る意見公募について報告させていただきます。

こちらで承認いただければ、令和５年１２月１４日（木）から令和６年

	1月12日（金）にかけて市民意見公募を実施する予定でございます。これと並行して、全庁的にプランに対しての確認作業も実施する予定でございますので、この結果も踏まえまして、令和5年3月4日（月）の第4回策定委員会でご承認いただいた後に、計画本編と概要版を製本させていただくという流れになっております。 事務局（榎本課長）： 説明の補足をさせていただきます。市議会にもこのようなスケジュールで進めることを皆様にもご承知おきいただきたく、資料4『今後のスケジュール』を作成しております。来年1月12日が市民意見公募の期限となる予定ですが、期間を同じくして、庁内の関係各課、関係機関・団体にも意見照会などを行う予定でございます。1月下旬までにこれらの内容を取りまとめ、意見などを反映させた修正版の素案を2月上旬から中旬にかけて委員の皆様にお示しさせていただき、ご意見などをいただきたいと思いますと考えております。また、これと併行し、概要版案もお示しさせていただきます。委員の皆様からのご意見などを踏まえまして、再度修正した資料をもって、第4回策定委員会に臨みたいと考えております。 大変お忙しい中、意見照会などを含め、タイトなスケジュールになりますが、委員の皆様にはご理解とご協力をお願い申し上げます。 高橋委員長： 以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。これをもちまして議長の職を下ろさせていただきます。委員の皆様には円滑な進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。 事務局（磯村主任主事）： 高橋委員長、ありがとうございました。 最後に、『次第4 その他』でございますが、委員の皆様から、何かございますでしょうか。 特に無いようでございます。高橋委員長をはじめ委員の皆様、ありがとうございました。以上を持ちまして、閉会とさせていただきます。 委員の皆様、長時間にわたる慎重なご審議をありがとうございました。 （閉会） 第4回策定委員会：令和6年3月4日月曜日、午前10時から 会議室A1を予定
審議の結果	議題（1）承認